

事 務 連 絡

平成24年11月5日

各 都道府県 災害救助担当主管課 殿

厚生労働省社会・援護局総務課

災害救助・救援対策室

「災害救助法と東京電力原子力発電所事故に係る賠償との関係に関する
留意事項について」に関するQ&Aについて

平成24年8月2日付社援総発 0802 第1号通知について、別添のとおりQ&Aを作成しました。

なお、上記通知及び本Q&Aについては、関係省庁等と調整済みであることを申し添えます。

(問1) これまで実施されているみなし応急仮設住宅の借上げ(平成23年5月18日付社援総発0518第1号通知別添2の8.)と、平成24年8月2日付社援総発0802第1号通知は、どのような関係か。

(答)

1. 災害救助法に基づく応急救助は、自然災害のみならず、原因者のいる災害も、早期救済の必要がある等の事情がある場合、緊急措置として実施されます。この場合、平成11年の茨城県東海村におけるJCO臨界事故の例のとおり、東京電力の間で事前に調整を整えた上で、後日、福島県が原因者に求償することになります。
2. 東京電力が原子力損害賠償の範囲で負担すべきみなし応急仮設住宅の借上げについては、家賃を東京電力に代わり災害救助費により立替えています。入居を継続される場合は、「東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について」(平成24年4月17日付社援総発0417第1号通知)により供与期間が延長されたため、これを受けて継続します。

(問2) 平成24年8月2日付通知で東京電力に賠償請求すべきとされているのは、具体的にどのようなケースか。

(答)

1. 平成24年8月2日付通知の別添東京電力文書は、これまで賠償指針等により示されてきた内容を避難等対象者の家賃費用に特化して整理されたものです。
2. 避難等対象者が、災害救助法に基づく応急仮設住宅から転居し、新たに賃貸借契約を結ぶ場合、東京電力による賠償は、平成24年8月2日付通知の別添東京電力文書のとおり賠償の対象となります。
3. なお、福島県外への避難等対象者が福島県内へ帰還する場合については、帰還促進の観点から、対応を継続して差し支えありません。

(問3) 賠償の対象となる家賃の額については、建設した応急仮設住宅から民間賃貸住宅に転居する場合と、民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に転居する場合は同じ取扱いか。

(答)

1. 同じ取扱いであり、問3と同様に各都道府県が定めた基準額が参考となります。
2. 転居前に建設した応急仮設住宅に入居しており、その後民間賃貸住宅に転居した場合は、民間賃貸住宅が所在する都道府県が定めた基準額が参考となります。

(問4) 応援都道府県が負担してきた家賃について、東京電力への求償方法はどのようなのか。

(答)

1. 応援都道府県が負担した費用については、福島県に対して求償することになります。
なお、福島県が東京電力へ求償する方法は、①国庫負担が行われる前、②国庫負担が行われた後、の2つの方法があります。②の場合は、賠償を受けた後、国庫への返納が必要となります。
2. 福島県から東京電力に対する求償は、東京電力と国の間で事前に調整が整った時点で行っていただくことになります。

※ 平成11年9月に発生した茨城県東海村におけるJCO臨界事故の際は、災害救助法を適用し、救助を実施。その後、茨城県は当該費用を原因者のJCOに求償し、平成12年8月に賠償がなされ、国庫負担された費用は、国庫に返納された。

(問5) 災害救助法に基づく救助費用を東京電力に求償したが、結果的に賠償がなされない場合はどうなるのか。

(答)

福島県に負担が生じないように求償のための協議を東京電力と行っていますが、東京電力との事前の調整が整わない段階で、福島県から東京電力に対して求償いただくことはありません。

(問6) 応急修理の受付期間はどうなるのか。

(答)

避難指示解除準備区域における応急修理の受付期間は、平成25年2月末までとします。ただし、当区域は、東京電力における賠償（建物の修復費用の先行支払）の対象となります。

よって、東京電力からこの修復費用が支給されない者に対してのみ応急修理は支給対象となります。

なお、旧緊急時避難準備区域における応急修理については、平成23年9月末に区域解除され、受付期間を延長してきましたが、受付期間は平成24年末までとします。